

4. 全国的な学力調査の実施

(前 年 度 予 算 額	5,887百万円)
平成28年度要求・要望額	5,742百万円

1. 要求要旨

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じた教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるため、全国的な学力調査を実施する。

2. 内 容

(1) 平成28年度調査の実施等 4,413百万円(4,256百万円)

対象学年(小6、中3)の全児童生徒を対象に、国語、算数・数学の悉皆調査を実施するとともに、同学年・教科について抽出による経年変化分析調査を追加して実施する。

【本体調査】

調 査 日：平成28年4月19日

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒(悉皆調査)

対象教科：国語、算数・数学(児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施)

【経年変化分析調査】

調 査 日：平成28年5月～6月下旬の期間中、調査の対象となった学校が実施可能な日

調査対象：抽出校の小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒(抽出調査)

対象教科：国語、算数・数学

【専門家による追加分析】

国、教育委員会、学校における教育施策や教育指導の一層の改善を図るため、学力調査を活用し、大学等の研究機関の専門的な知見を生かした高度な分析・検証に関する調査研究を実施する。

(2) 平成29年度調査の準備 1,329百万円(1,631百万円)

平成29年度調査として、国語、算数・数学を対象教科とした悉皆調査を実施するための準備を行う。

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒

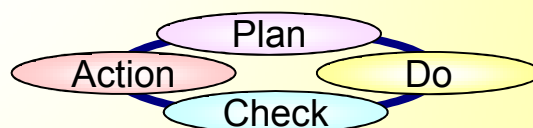
対象教科：国語、算数・数学

全国的な学力調査の実施

【文科省分】 平成28年度概算要求額 5,064百万円(平成27年度予算額 5,155百万円)
(【国研分】 平成28年度概算要求額 678百万円(平成27年度予算額 732百万円))

調 査 の 目 的

- 義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる
- 以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する



28年度調査の実施等

4,413百万円

【本体調査】

文部科学省 4,188百万円
国立教育政策研究所 225百万円

調査日：平成28年4月19日

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒(悉皆調査)

対象教科：国語、算数・数学(児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施)

【経年変化分析調査】

調査日：平成28年5月～6月下旬の期間中、調査の対象となった学校が実施可能な日

調査対象：抽出校の小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒

(抽出調査)

対象教科：国語、算数・数学

専門家による追加分析

国、教育委員会、学校における教育施策や教育指導の一層の改善を図るため、学力調査を活用し、大学等の研究機関の専門的な知見を生かした高度な分析・検証に関する調査研究を実施

29年度調査の準備

1,329百万円

文部科学省 876百万円
国立教育政策研究所 453百万円

平成29年度において、国語、算数・数学を対象教科とした悉皆調査を実施するための準備を行う。

調査対象：小学校第6学年、中学校第3学年の全児童生徒(悉皆調査)

対象教科：国語、算数・数学

5. いじめ・不登校対策等の推進

(前年度予算額 4,948百万円)

平成28年度要求・要望額 6,174百万円

1. 要求要旨

教育再生実行会議（第一次、第五次提言）や「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また、子供の貧困対策に関する大綱を踏まえた貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応、「チーム学校」の議論を踏まえた専門人材の配置充実、さらに「不登校児童生徒への支援に関する中間報告」を踏まえた不登校対応のため、「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体等におけるいじめ問題等への対応を支援する。

2. 内 容

○ いじめ対策等総合推進事業 6,174百万円（4,948百万円）

（1）外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

5,974百万円（4,852百万円）

【学校支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

〔補助率1／3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・全公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加え、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制を実施し、常時生徒が相談でき、教職員との連携が強化できる体制を構築（200校）
- ・公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小・中学校の相談体制の連携促進（300校→3,100校）
- ・貧困対策のための重点加配（600校→1,200校）
- ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置（1,147箇所）【新規】
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置方式も推進

〔目標〕平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

〔補助率 1／3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増（2,247人→3,047人）

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう今後段階的に配置を拡充

小中学校のための配置（2,200人→3,000人）、

高等学校のための配置（47人）

- ・貧困対策のための重点加配（600人→1,200人）
- ・スーパーバイザー（47人）の配置、連絡協議会の開催・研修を通じた質向上の取組の支援【新規】

〔目標〕平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置 （ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）
--

③24時間子供SOSダイヤル

- ・いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるためフリーダイヤル化

【自治体支援】

④幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組（134地域）、外部専門家を活用して学校を支援する取組（134地域）への支援

〔補助率 1／3〕〔補助事業者：都道府県、市町村〕

- ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロール等（10地域）への支援

〔補助率 1／3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化【新規】

現状調査や現地支援を行うための職員を派遣

（2）いじめ対策等生徒指導推進事業

186百万円（ 83百万円）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県・政令指定都市教育委員会、民間団体（NPO法人、学校法人、任意団体等）〕

①教育支援センター（適応指導教室）の整備促進等の不登校支援に関する調査研究【新規】

- ・アウトリーチ型支援や、官民共営型教育支援センターの在り方などに関する調査研究を実施

②いじめ、自殺、貧困などに対する効果的な取組に関する調査研究

③脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究

《関連施策》

- 教職員定数の改善(いじめ・不登校等への対応 190人)
- 道徳教育の抜本的改善・充実
- 教員研修の充実(教員研修センターによるいじめ問題に関する指導者養成)
 - ・教員研修センターにおいて、いじめの情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修を実施

(参考)復興特別会計

- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 2,710百万円(2,721百万円)
〔補助率10/10〕〔補助事業者：都道府県、市町村〕

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援。

(従来の全額国費の委託方式を改め、新たな全額国庫補助の事業を創設。)

いじめ対策等総合推進事業

※【関連施策】は含まない

平成28年度概算要求額:62億円(平成27年度:49.5億円)

教育再生実行会議(第一次、第五次提言)や「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応、「チーム学校」の議論を踏まえた専門人材の配置充実、さらに「不登校児童生徒への支援に関する中間報告」を踏まえた不登校対応のため、「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体等におけるいじめ問題等への対応を支援する。

■早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【学校等の取組に対する支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加え、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制を実施し、常時生徒が相談でき、教職員との連携が強化できる体制を構築(200校)
- ・公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小・中学校の相談体制の連携促進(300校→3,100校)
- ・貧困対策のための重点加配(600校→1,200校)
- ・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置(1,147箇所)【新規】
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置方式も推進



②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増(2,247人→3,047人)
福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう今後段階的に配置を拡充(小中学校のための配置(2,200人→3,000人)、高等学校のための配置(47人))

- ・貧困対策のための重点加配(600人→1,200人)

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

- ・スーパーバイザー(47人)の配置、連絡協議会の開催・研修を通じた質向上の取組の支援【新規】

③24時間子供SOSダイヤル

いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるためフリーダイヤル化

【自治体の取組に対する支援】

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組(134地域)、外部専門家を活用して学校を支援する取組(134地域)、学校ネットパトロール等(10地域)への支援
- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化(現状調査や現地支援を行うため職員を派遣)【新規】

■未然防止 (道徳教育等の推進、体験活動の推進) 【関連施策】

①道徳教育の抜本的改善・充実

- ・「私たちの道徳」をはじめとする道徳の教材の充実、家庭・地域との連携強化などを実施

②健全育成のための体験活動の推進

- ・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進



■いじめ対策等生徒指導推進事業

①教育支援センター(適応指導教室)の整備促進等の不登校支援に関する調査研究【新規】

アウトリーチ型支援や公民協営型教育支援センターの在り方などに関する調査研究を実施

②いじめ、自殺、貧困などに対する効果的な取組に関する調査研究

③脳科学・精神科学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究

児童生徒の問題行動と子供の発達との関係について、科学的知見の活用や各発達段階における研究を促進

■教員研修及び教職員の体制整備 【関連施策】

①教職員定数の改善

- ・授業革新や学校現場が抱える課題への対応など教職員指導体制の充実を図るため教職員定数を改善。その中で、いじめ等の問題行動への対応として190人の定数改善を計上。

②教員研修の充実

- ・教員研修センターにおいて、いじめの情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

—平成28年度概算要求—

スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度概算要求額 4,781百万円
(平成27年度予算額4,024百万円)補助率:1/3

公立中学校週5日体制の実施
【35週 * 4h * 5日】 200校(200校)

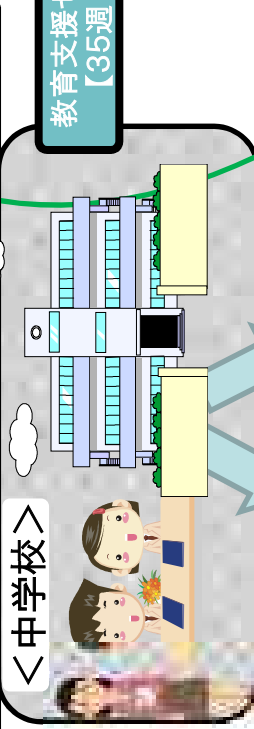
全公立中学校に対する配置(週1日)
【35週 * 4h * 1日】 9,800校(9,800校)

貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1,200校(600校)
【35週 * 4h * 1日】

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

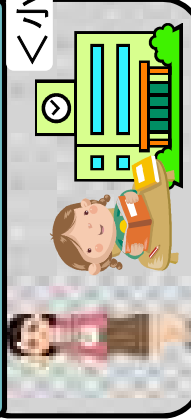
連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

小中連携型配置の拡充 (週2日追加)3,100校(300校)
【35週 * 4h * 2日】



小中連携型配置の拡充
3,100校(300校)

小中連携型配置の拡充
3,100校(300校)



小学校に対する配置(週1日)
【35週 * 3h * 1日】

8,800校(13,400校)

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度概算要求額 1,009百万円
(平成27年度予算額647百万円)補助率:1/3

高等学校のための配置 47人 【48週 * 3h * 3日】



＜教育委員会等＞

質向上のためのSV配置 47人 【48週 * 3h * 5日】
(新規)
研修会・連絡協議会の支援等



＜高校＞

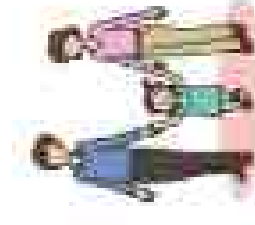
教育支援センター(適応指導教室)の機能強化(週1日) 1,147箇所(新規)
【35週 * 4h * 1日】

小中学校のための配置
【48週 * 3h * 1日】

3,000人(2,200人)

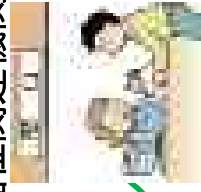
貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1,200人(600人)
【48週 * 3h * 1日】

1,200人(600人)



＜家庭＞

＜福祉関連機関＞



【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

不登校児童生徒に対する支援の拡充

従来の取組

- 一定の要件の満たす場合の「出席扱い」(H4)
- 不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の弾力化の導入(H17)
- I Tを活用した学習機会の拡大(H17)
- スクールカウンセラー等活用事業(H7～)【予算関連】
- スクールソーシャルワーカー活用事業(H20～)【予算関連】

教育再生実行会議・不登校に関する調査研究協力者会議

新たな課題

- 子供(コミュニケーション能力が低い、自尊感情に乏しい)
- 家庭の状況の変化(核家族化、少子化による過保護・過干渉など)
- 無気力型、遊び・非行型、人間関係型、複合型(H18年度不登校実態調査)など不登校の継続理由に応じたきめ細かい対応が必要
- NPOが運営するフリースクールなどの学校以外での学習機会の確保に係る支援が必要

今後の重点施策

■「児童生徒理解・教育支援シート(仮称)」による不登校児童生徒への支援

不登校の継続理由を適切に把握し、児童生徒にあった支援策を担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが協働して作成し、当該児童生徒や保護者と話し合いの上で決定

- ⇒●通知等により、「児童生徒理解・教育支援シート(仮称)」を全国的に導入
- 児童生徒支援加配や「補習等のための指導員等派遣事業」の活用により、支援計画の作成をコーディネートする教員の配置を充実

■不登校児童生徒を支える学校・教育委員会の支援体制の強化

①教育相談体制の充実

不登校児童生徒への組織的・計画的な支援がスムーズに実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充。

②教育支援センター(適応指導教室)の整備促進

従来の機能に加え、「アウトリーチ型」支援の実施や、「児童生徒理解・教育支援シート(仮称)」のコンサルテーションなどの機能を充実。また、教育支援センター未設置自治体に対し整備を促進

- ⇒●スクールカウンセラーの配置拡充による教育相談体制の充実等
 - ・小中連携型配置 (週2日追加配置:300校→3100校)
 - ・貧困対策のための重点加配 (週1日追加配置:600校→1200校)
- 教育支援センターの機能強化のためのスクールカウンセラーの配置 (1147箇所)【新規】
- アウトリーチ型教育支援センターの整備促進(都道府県毎に1箇所) 【新規】

いじめ対策等総合推進事業
H28要求額:62億円(12.5億円増)

■教育課程特例校制度など既存の仕組みの活用促進

不登校特例校(H27現在11校)や、夜間中学校、I C Tによる学習支援などの活用促進

- ⇒生徒指導担当者会議などにおいて、好事例などを周知

■フリースクール等で学ぶ子供への支援

フリースクール等の学校以外での学習機会の確保に係る支援の在り方を検討

- ⇒平成28年度に実証研究事業を実施【新規】

フリースクール等で学ぶ子供への支援の在り方に関する実証研究事業
H28要求額:5億円(新規)

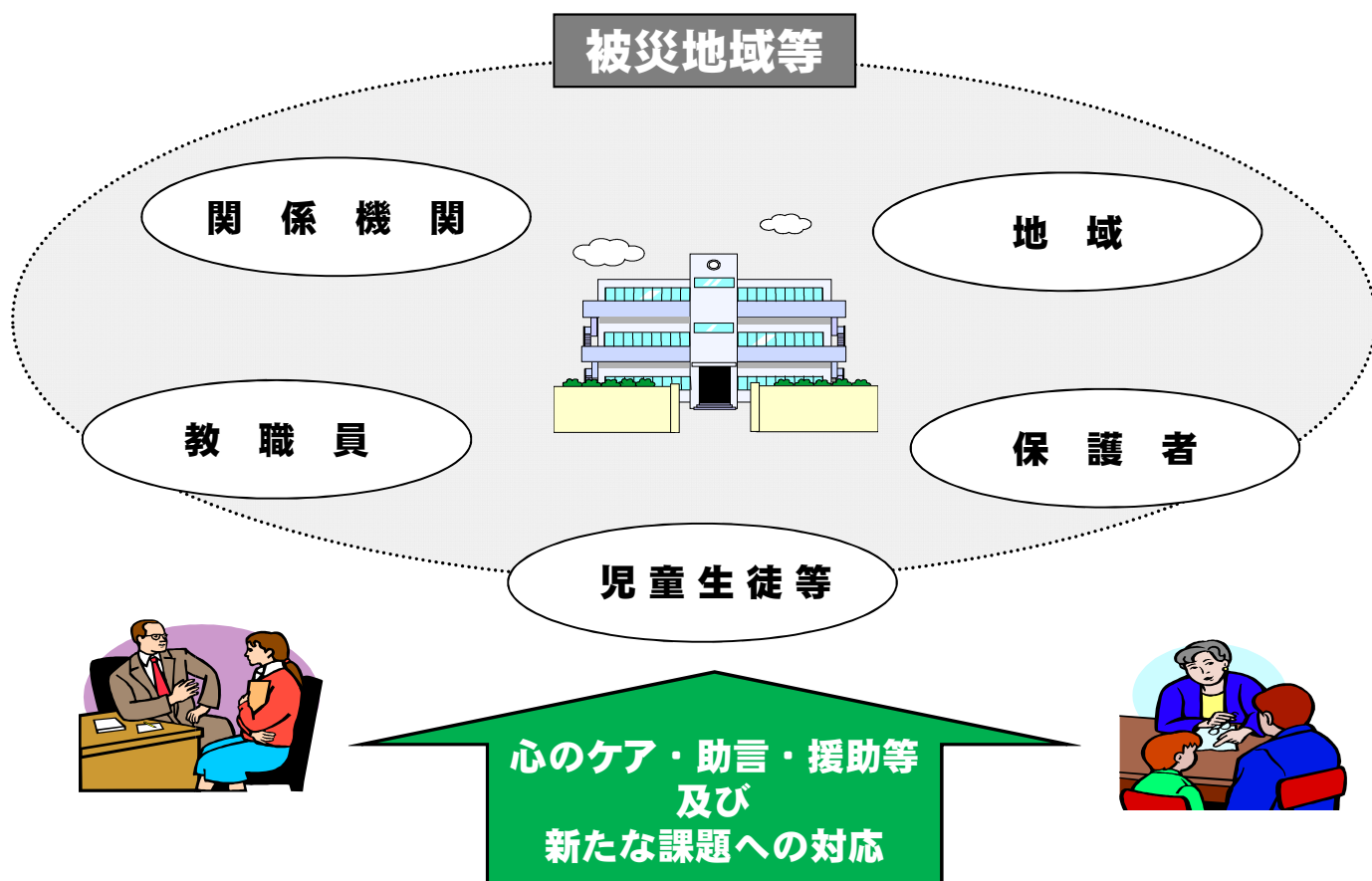
緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度概算要求額 27億円(新規)

【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。

※平成23～27年度は、全額国費の委託費として実施。平成28年度は、従来の委託費の方式を改め、新たに全額国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業とする。



- ・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

6. 子供の体験活動の推進

(前 年 度 予 算 額	313百万円)
平成28年度要求・要望額	315百万円

1. 要求要旨

農山漁村等における様々な体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」として総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施する。

2. 内 容

(1) 健全育成のための体験活動推進事業 99百万円 (107百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部 [生涯学習政策局に計上]
[補助率 1／3] [補助事業者：都道府県、市町村]

宿泊体験事業

- ・ 中学校、高等学校等における取組(322校)
- ・ 学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・ 適応指導教室等における体験活動の取組(134地域)

等

(2) ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

10百万円 (新 規)

[委託費] [委託事業者：都道府県、市町村、学校法人等]

長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラムを開発する。(5地域)

(3) 補習等のための指導員等派遣事業【再掲】 206百万円 (206百万円)

[補助率 1／3] [補助事業者：都道府県、政令指定都市
(市町村は間接補助)]

体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置

子供の体験活動の推進

平成28年度概算要求額 315百万円

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」として、総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施しており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進 平成28年度概算要求額 99百万円
(「学校を核とした地域力強化プラン」の一部)

1. 事業内容

(1) 宿泊体験事業

宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

①中学校、高等学校等における取組 (322校)

学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組 (134地域)

教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。

③適応指導教室等における体験活動の取組 (134地域)

教育委員会が主催する適応指導教室等における取組に対する事業費の補助。

(2) 体験活動推進協議会 322地域(各都道府県・市区町村)

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1/3



ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

■プログラム開発のための体験活動推進指定校制度

平成28年度概算要求額 10百万円【新規】

(「いじめ対策等総合推進事業」の一部)

長期宿泊体験活動の導入促進のため、集団宿泊体験活動の実施に係る教育課程等の在り方に関する調査研究を実施し、学校の参考となるモデルカリキュラムを開発する。(5地域(都道府県教育委員会等))

体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置

■補習等のための指導員等派遣事業 平成28年度概算要求額 206百万円

1. 事業内容

体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣(500人)に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・政令指定都市(市区町村は間接補助)

3. 補助率 1/3



7. 幼児教育の振興

(前年度予算額 46,032百万円)
平成28年度要求・要望額 49,321百万円
※子ども・子育て支援新制度移行見込み分を除いた
文部科学省要求・要望額 41,818百万円
※事項要求含む

1. 要求要旨

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を推進するとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

(1) 幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進（幼稚園就園奨励費）

事項要求（32,341百万円）※

- 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとされているため、事項要求とする。

※子ども・子育て支援新制度移行見込み分を含む。

(2) 幼児教育の質の向上

◆幼児教育の質向上推進プラン

①幼児教育の推進体制構築事業

223百万円（新規）

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

※委託先：16団体（都道府県、市町村）

②幼児期の教育内容等深化・充実調査研究

21百万円（新規）

幼児教育に係る教職員の研修等をはじめとした資質向上、幼児教育にふさわしい評価の在り方の検討等に関する調査研究を実施する。

※委託先：10団体（都道府県・市町村、大学、教育研究団体等）

◆幼稚園教育要領の改訂

15百万円（新 規）

○中央教育審議会における審議を踏まえ、幼稚園教育要領の改訂や解説書の作成等を着実に実施する。

◆ECEC Network事業の参画（一部再掲）

39百万円（新 規）

○OECDにおいて計画されている以下の調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

- ①幼児教育・保育の従事者に関する調査
- ②幼保小接続に関する調査、
- ③幼児教育・保育の学習効果に関する調査

（３）幼児教育の環境整備の充実

◆認定こども園等への財政支援

14,509百万円（13,484百万円）

○認定こども園の設置・促進を図るため、認定こども園の新設・園舎の耐震化等に必要な施設整備費を支援するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

◆私立幼稚園の施設整備の充実

2,173百万円（173百万円）

○学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、施設のアスベスト対策等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

幼児教育の振興について

平成27年度予算額:460億円 平成28年度要求・要望額:493億円(33億円増)

●子ども・子育て支援新制度移行見込み分を除いた文部科学省要求・要望額 418億円
●事項要求を含む

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を推進するとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

1. 幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進【事項要求】

323億円(323億円)

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとされているため、事項要求とする。

※子ども・子育て支援新制度移行見込み分を含む。

2. 幼児教育の質の向上

3億円(0.3億円)

◆幼児教育の質向上推進プラン＜2.4億円(0.3億円)＞

①幼児教育の推進体制構築事業【新規】

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

②幼児期の教育内容等深化・充実調査研究【新規】

幼児教育に係る教職員の研修等をはじめとした資質向上、幼児教育にふさわしい評価の在り方の検討等に関する調査研究を実施する。

◆幼稚園教育要領の改訂＜0.2億円【新規】＞

中央教育審議会における審議を踏まえ、幼稚園教育要領の改訂や解説書の作成等を着実に実施する。

◆ECEC Network事業の参画＜0.4億円【新規】＞

OECDにおいて計画されている①幼児教育・保育の従事者に関する調査、②幼保小接続に関する調査、③幼児教育・保育の学習効果に関する調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

※一部再掲含む

3. 幼児教育の環境整備の充実

167億円(137億円)

◆認定こども園等への財政支援＜145億円(135億円)＞

認定こども園の設置・促進を図るため、認定こども園の新設・園舎の耐震化等に必要な施設整備費を支援するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

◆私立幼稚園の施設整備の充実＜22億円(2億円)＞

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、施設のアスベスト対策等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進【事項要求】 (幼稚園就園奨励費補助)

前年度予算額 323億円
子ども・子育て支援新制度移行分を含めた所要額：402億円

平成28年度要求額 323億円
うち、子ども・子育て支援新制度移行見込み分を除いた
文部科学省概算要求額：248億円

○幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

○「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとされているため、事項要求とする。（平成27年度は、低所得世帯の保護者負担の軽減、地方の超過負担の解消を行ったところ。）

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1／3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

<参考> 幼児教育に係る保護者負担の現状（平成27年度）

1. 第1子に係る保護者負担

（階層区分）	（27年度補助単価）（年額）	（保護者負担額）（年額）
【私立】 第Ⅰ階層：生活保護世帯	308,000円	0円
第Ⅱ階層：市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯を含む） （年収約270万円まで）	272,000円（72,800円増） ※平成27年度に度保護者負担額を月額9,100円から3,000円に引き下げ	36,000円（3,000円/月）
第Ⅲ階層：市町村民税所得割課税額 （77,100円以下）世帯 （年収約360万円まで）	115,200円	192,800円
第Ⅳ階層：市町村民税所得割課税額 （211,200円以下）世帯 （年収約680万円まで）	62,200円	245,800円

※ 金額は、第1子の場合の補助単価（年額）

※ 補助限度額は保育料の全国平均単価（私立）：308,000円

※ 市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

2. 第2子、第3子以降に係る保護者負担

・第1子の保護者負担を〔1. 0〕とした場合、所得に関わらず、第2子半額、第3子無償。
（幼稚園に同時就園している場合、小学校1～3年生の兄・姉がいる場合）

【例】私立幼稚園に同時就園している年収約680万円以上の家庭の園児の場合

- ・第1子 補助額：0円、保護者負担額：308,000円
- ・第2子 補助額：154,000円、保護者負担額：154,000円 ※第1子の半額
- ・第3子 補助額：308,000円、保護者負担額：0円 ※無償

※上記補助額及び保護者負担額は、保育料の全国平均単価（私立：308,000円）の場合。

※就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。国からの補助の上限は、保育料の全国平均単価（私立：308,000円）。

幼児教育無償化について

平成27年7月22日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向は、下記のとおりとする。

記

○ 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、本連絡会議において基本方向を定め(『「幼児教育の無償化」について』(平成25年6月6日 幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議))、平成26年度及び平成27年度予算編成において、無償化に向けた段階的取組を進めてきたところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2015について」(平成27年6月30日閣議決定)においても「幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、重要な政策課題として総合的にその振興に取り組む。家庭の教育費負担軽減の観点から、少子化社会対策大綱等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める」とされている重要課題である。

○ このため、平成28年度においては、別紙のとおり関係閣僚が取りまとめた基本的な考え方を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

【別紙】

平成27年5月21日

子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について

文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣府特命担当大臣(少子化対策) 有村 治子

子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化について、平成28年度予算編成においては、以下の方針に基づき、取り組むこととする。

記

1. 子ども・子育て支援新制度については、0.7兆円ベースの「量の拡充」及び「質の向上」の維持を最優先しつつ、「1兆円超」の財源確保に引き続き最大限努力する。
2. 幼児教育の無償化については、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に推進する。
3. 子ども・子育て支援新制度に係る「1兆円超」及び幼児教育無償化については、平成28年度概算要求では事項要求とする。

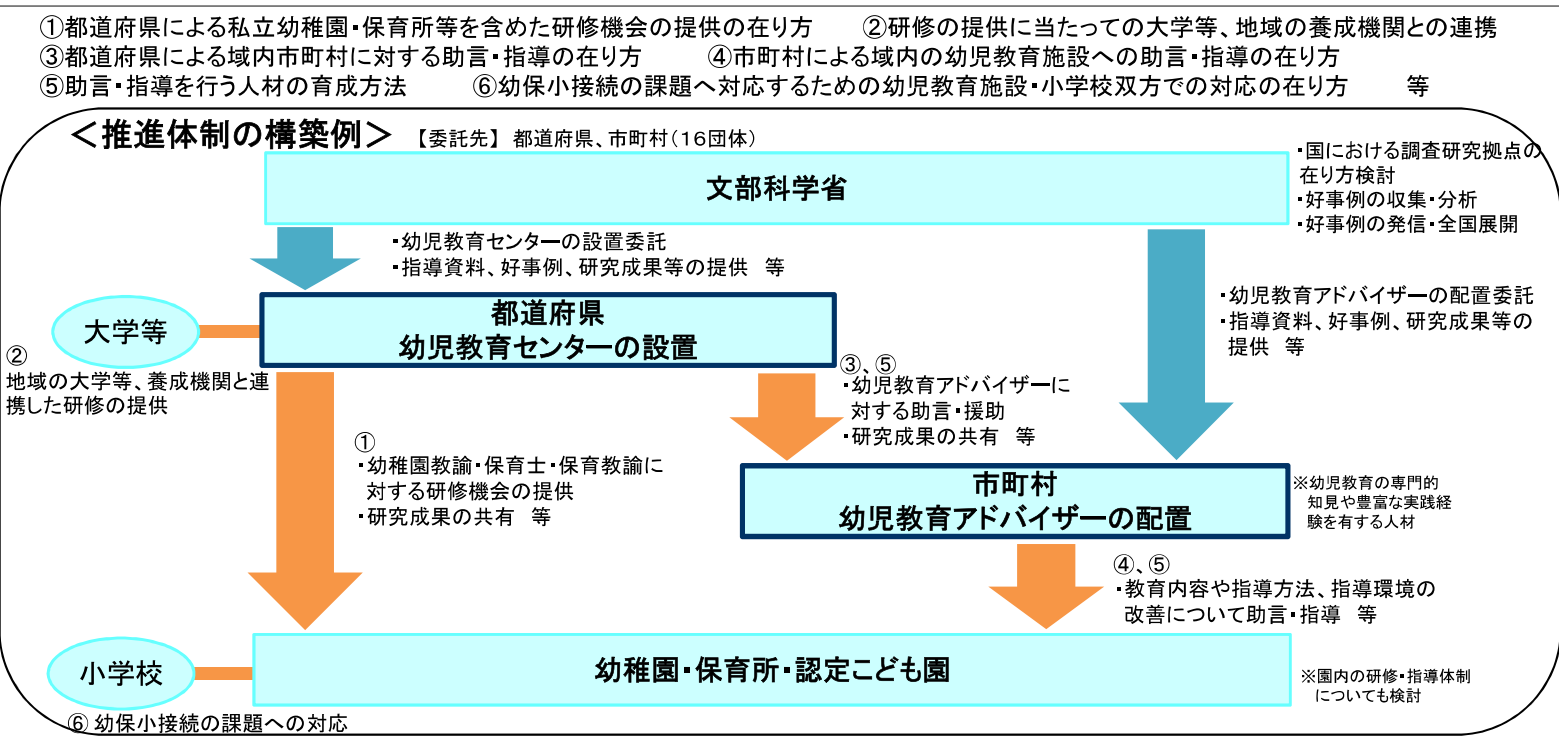
4. 幼児教育無償化は、平成28年度予算編成においては、少子化対策を主軸としつつ、貧困対策の要素も加味して検討する。

具体的には、少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、多子世帯への一層の配慮が重点課題として盛り込まれたこと等を踏まえ、多子世帯・低所得世帯を優先課題との認識に立って、以下の点に留意しながら検討する。

- (1) 少子化対策の観点からは保育所(0～2才児)も含めた複数案の試算・検討を行う。
- (2) 自治体実務(電算システム)への影響も考慮する。

以上

- すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。**
- **幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導・助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、**地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。****



OECD ECECNetwork事業の参加

平成28年度要求額: 39百万円(新規)

＜背景・目的＞

平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっており、現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる、①幼児教育・保育の従事者に関する調査、②幼保小接続に関する調査、③幼児教育・保育の学習効果に関する調査が計画されている。

これらの事業への参加により、現在は収集されていない、全国規模かつ国際比較可能な、教職員の活動実態や子供の学習成果に関するデータなど、質の高い学校教育・保育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

＜調査の概要＞

- ① **幼児教育・保育従事者調査(ECEC-Staff Survey) 2015-2019年**
各国の教員政策の立案に資するため、教職員の保有資格、活動内容、勤務時間等を調査し、国際比較を行う。(いわゆる幼児教育版TALIS)
- ② **幼保小接続に関する調査(transition) 2015-2016年**
各国の幼保小接続の取組を特に①教授法、②教職員、③成育環境に着目して分析し、円滑で質の高い接続のために必要な要素や方法を明らかにする。
- ③ **幼児教育・保育学習効果調査(ECEC-Outcome Survey) 2015-2019年**
質の高い幼児教育を実現するため、幼児教育・保育を通じて幼児にどのような力が身に付いているか、どのような力を身に付けることができるかを明らかにし、それらを測定する指標を開発し、国際比較調査を行う。(いわゆる幼児教育版PISA)

※拠出金については、内閣府、厚生労働省と按分して負担
※国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所が負担
※Staff Surveyに係る拠出金等についてはOECD/TALIS(国際教員指導環境調査)事業経費に計上(26百万円)



平成28年度 私立幼稚園施設整備費補助の概要

〔前年度予算額 1,509百万円
うち復興特別会計 1,335百万円
平成28年度要求・要望額 2,173百万円〕

事業の概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策工事に要する経費とともに、施設の新増改築、アスベスト対策工事やエコ改修等に要する経費の一部を補助する。

補助対象施設

学校法人立幼稚園等

対象の事業

1. 耐震補強工事
(耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化)
 2. 新築・増築・改築事業
(新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築)
 3. アスベスト等対策工事
 4. 屋外教育環境整備
 5. エコ改修事業
- ※下線部分は耐震化等関係事業

補助率

- 【1/2以内】
- ・地震による倒壊等の危険性が高い(Is値0.3未満)施設の耐震補強工事、施設の耐震改築工事
 - ・非構造部材の耐震対策工事
- ※波線部分は平成28年度新規嵩上げ要求(1/3→1/2)
- 【1/3以内】
- ・上記以外
- (新増改築事業、耐震補強工事、耐震改築工事、エコ改修等)

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	(当初)	(補正)	(当初)	(補正)	(当初)	(当初)	(当初)	(当初)
予算額	778	3,871	2,317	1,510	2,505	1,528	1,509	2,173
対前年度	△ 100	-	1,539	-	189	△ 977	△ 19	645
増減額 (率)	△11.4%	-	197.9%	-	8.1%	△39.0%	△1.3%	29.7%

認定こども園等への財政支援

(前年度予算額 13,484百万円)
平成28年度要求額 14,509百万円

認定こども園施設整備交付金 12,177百万円

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助
(新増改築、大規模改修等)
 - ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
(いわゆる幼稚園部分)
 - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
 - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 補助率: 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。



幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。
(改築、増改築等)
 - ・私立幼稚園の耐震化経費
- 補助率: 国1/2、事業者1/2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



教育支援体制整備事業費交付金 2,332百万円

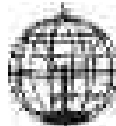
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

- 補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
- 補助率: 認定こども園の場合...国1/2、事業者1/2
その他幼稚園 ...国1/3、事業者2/3



認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 補助率: 国1/2、事業者1/2
- ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 補助率: 国1/2、事業者1/2